

新潟市人材育成助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に工場、物流施設、事業所を有する工業者、物流事業者又は情報通信関連事業者のうち、中小企業者の従業員の能力開発および技術水準の向上を図り、企業の持続的な成長と競争力強化を図ることを目的として、市内の中小企業者又はその従業員が実践的かつ体系的な研修（以下「研修」という。）を受講することに対し、予算の定めるところにより、新潟市人材育成助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、新潟市工業振興条例（昭和59年新潟市条例第41号。以下「条例」という。）及び新潟市工業振興条例施行規則（昭和59年新潟市規則第44号。以下「規則」という。）並びに新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び同条に規定する中小企業者を構成員とする団体で法人格を有する者をいう。
- (2) 工業者 条例第2条第1号で定める工業者をいう。
- (3) 物流事業者 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は港湾運送業（以下「物流業」という。）を営む者をいう。
- (4) 情報通信関連事業者 日本標準産業分類に掲げる情報サービス業又はインターネット附属サービス業を営む者をいう。
- (5) 工場 条例第2条第2号で定める工場をいう。
- (6) 物流施設 物流業等の用に直接供する建物及び構築物をいう。
- (7) 事業所 前第2号から第4号の事業の用に供する事業所をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、能力開発、技術水準の向上を図るために、市内の工場、物流施設又は事業所に勤務する従業員が、第5条に定める研修を受講することとする。

(助成対象事業者)

第4条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象事業者」という。）は、前条に規定する助成対象事業を実施する者で、次の各号のすべてに該当すると市長が認めるものとする。

- (1) 市内中小企業者であって工業者、物流事業者又は情報通信関連事業者
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 国、地方公共団体又はこれらの出資による法人でないこと。
- (4) その他法令に違反していないこと。

(助成対象研修)

第5条 助成金の交付対象となる研修は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する中小企業大学校が実施するもの

- (2) 公益財団法人にいがた産業創造機構が実施するもの
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する新潟職業能力開発短期大学校が実施するもの
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する新潟職業能力開発促進センターが実施するもの
- (5) 新潟県が設置する職業能力開発校が実施するもの
- (6) 経済産業省が開設するデジタル人材育成プラットフォーム「マナビDX」
- (7) 前6号に定めるもののほか、市長が認める研修
(助成対象経費等)

第6条 助成金の助成対象経費、交付要件、助成額及び限度額は、別表第1のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付申請をしようとする助成対象事業者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する助成金交付申請書に別表第2に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、助成対象事業の内容により必要がないと認める場合は、前項に定める書類の全部又は一部を省略させることができる。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは予算の範囲内において助成金の交付決定を行い、その旨を助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請書の提出があった者に通知するものとする。

(助成対象事業の変更)

第9条 助成事業者は、助成対象事業を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ助成対象事業変更承認申請書（別記様式第3号）その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、その変更の内容が助成対象経費の変更で、減額するものについては、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、助成対象事業変更承認通知書（別記様式第4号）により助成事業者へ通知するものとする。

(助成対象事業の実績報告)

第10条 助成事業者は、助成金交付実績報告書（別記様式第5号）に別表第2に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める報告期限までに市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、予算の範囲内において助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（別記様式第6号）により助成事業者へ通知した後、助成金交付する。

(助成金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定又は額の確定（以下「交付決定等」という。）の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定等を受けたとき。
- (2) 助成対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 助成金の交付決定等の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他法令、条例、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定等の取消しをしたときは、助成金交付決定等取消通知書（別記様式第7号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定等を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、助成事業者に対し、助成金返還命令書（別記様式第8号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告又は調査）

第14条 市長は、助成金の交付に関し必要がある場合は、助成事業者に対し、報告を求め、又は当該職員をして調査させることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

助成対象経費	交付要件	助成額及び限度額
第5条に掲げる研修機関における研修の受講料（他の公的支援制度を適用する前の申請者が本来負担すべき経費。）	<p>(1) 研修の受講料が1講座1人につき2万円以上であること。</p> <p>(2) 助成対象事業者1者につき1年度5人以内とする。</p>	助成対象経費の1/2以内の額とし、1人につき20万円を限度額とする。ただし、他の公的支援制度を優先的に適用することとし、なおも企業が負担する経費が発生する場合は、助成対象経費の1/2の額と企業が負担する経費のいずれか小さい額とする。

備考

上表の助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2（第7条、第10条関係）

交付申請		実績報告	
申請期限	提出書類	報告期限	提出書類
助成対象となる研修の受講決定の日から受講の前日まで	<p>(1) 受講決定を明らかにする書類</p> <p>(2) 受講講座の概要を明らかにする書類（受講機関、金額、期間）</p> <p>(3) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書</p> <p>(4) 市税の納税証明書</p>	助成対象となる研修の受講日から2月末日までのいずれか早い日	<p>(1) 受講修了を明らかにする書類</p> <p>(2) 受講料を明らかにする書類</p> <p>(3) 他の公的支援制度を適用する場合は、支援金額を明らかにする書類</p>

別記様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地

申請者 名称

代表者名

新潟市人材育成助成金交付申請書

新潟市人材育成助成金交付要綱第7条の規定に基づく助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額
- 2 申請者の概要
 - ・業種
 - ・資本金
 - ・従業員数
 - ・受講者名
 - ・受講者の勤務地
- 3 研修の概要
 - ・研修機関
 - ・コース名
 - ・受講期間
- 4 添付書類

別記様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

新潟市人材育成助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市人材育成助成金交付要綱第7条の規定による
交付申請について、同要綱第8条の規定により、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

交付決定年月日	年 月 日
交付決定額	

別記様式第3号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地

申請者 名称

代表者名

新潟市人材育成助成金助成対象事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった内容を下記のとおり変更したいので、新潟市人材育成助成金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付決定年月日	年 月 日	
変更予定年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
変更理由		

別記様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

新潟市人材育成助成金助成対象事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市人材育成助成金第9条第1項の規定による助成対象事業変更承認申請について、同条第2項の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

交付決定年月日	年 月 日	
変更予定年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
変更条件		

別記様式第5号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地

報告者 名称

代表者名

新潟市人材育成助成金交付実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市人材育成助成金について、
新潟市人材育成助成金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

記

- 1 交付決定額
- 2 助成対象事業完了日
- 3 添付書類

別記様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

新潟市人材育成助成金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった新潟市人材育成助成金交付要綱第10条の規定による実績報告について、同要綱第11条の規定により、下記のとおり額を確定しましたので通知します。

記

交付決定年月日	年 月 日
交付決定額	
確定額	

別記様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

新潟市人材育成助成金交付決定等取消等通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市人材育成助成金について、新潟市人材育成助成金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり交付決定等の取消しをしたので通知します。

記

交付決定年月日	年 月 日
交付決定額	
交付決定取消額	
確定額	
確定取消額	
取消理由	

別記様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

新潟市人材育成助成金返還命令書

年 月 日付けで交付決定等の取消しをした新潟市人材育成助成金について、新潟市人材育成助成金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

交付決定年月日	年 月 日
交付済額	
返還額	
返還期限	年 月 日
返還理由	